

静岡県人事委員会は、静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-87

静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の育児休業等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-26）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 条例第2条の2第2号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>(2) （略）</p> <p>（条例第2条の2第2号の人事委員会規則で定める場合）</p> <p>第1条の6 条例第2条の2第2号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 常態として条例第2条の2第2号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p>	<p>（条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第1条の2 条例第2条第3号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 条例第2条の2第2号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。</u>）（以下同じ。）の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>(2) （略）</p> <p>（条例第2条の2第2号の人事委員会規則で定める場合）</p> <p>第1条の6 条例第2条の2第2号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 常態として条例第2条の2第2号イに規定する当該子を養育している当該子の親（<u>当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者</u>（当該請求に係る家事審判事件が裁</p>

ア～エ (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (i) 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業 (静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 (平成13年静岡県条例第59号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。)第2条第1号に規定する育児休業)をしていた期間、教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号) 第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間及び地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者を含む。以下この項において同じ。)である配偶者であつて当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (i) 育児休業法第2条の規定により育児休業 (静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 (平成13年静岡県条例第59号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。)第2条第1号に規定する育児休業)をしていた期間、教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号) 第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間及び地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「続 柄」を「続 柄 等」に、「続柄」を「続柄等」に改める。

様式第1号の2中「続 柄」を「続 柄 等」に、「続柄」を「続柄等」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第5条第2項、第13条及び第18条関係)

養育状況変更届

年 月 日 届出

(任命権者)

_____様

所 属 名 _____

職 名 _____

職 員 番 号 _____

氏 名 _____ (印)

育 児 休 業

次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

部 分 休 業

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
 - その他()
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他()

発生日

年 月 日

(注)該当する□にはレ印を記入すること。

様式第4号中「続柄」を「続柄等」に、「続柄」を「続柄等」に改める。

様式第5号中「続柄」を「続柄等」に、「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、従前の様式は、当分の間、調整して使用できる。